



# サッポログループ 団体損害保険制度

## 「ケガ」「病気」「ゴルフ」「就業不能中の所得」のほけん

この保険は、サッポロホールディングス株式会社を契約者とし、グループ社員のみなさまを加入者とする団体保険です。

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、保険料(傷害総合保険)および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

### 「ケガ」の補償 傷害総合保険



### 「病気」の補償 新・団体医療保険(1年更新型)

(医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険)



### 「ゴルフ」の補償 ゴルファー保険



### 「就業不能中の所得」の補償 所得補償保険



幅広いラインナップの中から、ひとりひとりのニーズに合わせて  
必要な補償を選択いただけます。

ぜひ、この機会にご検討くださいますよう、お願い申し上げます。

# サッポログループの「ケガ」「病気」「ゴルフ」「就業不能中の所得」のほけんについて

この保険は、サッポロホールディングス株式会社を契約者とし、グループ社員および サッポログループご退職者のみなさまを加入者とする団体保険です。

## サッポログループ団体 損害保険制度の特長

メリット  
1

### 団体割引適用により保険料が割安!!

各種保険に団体割引が適用されています。  
日常生活を営むうえで必要となる保険に、お手頃な保険料で加入することができます。

メリット  
2

### 現金のご用意はご不要です!!

現職の方は便利な「給与控除」となります。  
退職された方は、ご指定口座から年1回のお引き落としとなります。

メリット  
3

### ご家族も対象にすることができます!!

ご家族も、団体損害保険制度の被保険者(保険の補償を受けられる方)となることができます。

メリット  
4

### 保険期間の途中からでも加入できます!!

中途加入は随時受け付けています。  
代理店へご相談ください。

メリット  
5

### 保険はまとめて ヒューリック保険サービス(株) サッポロ営業室へ!!

保険代理店をまとめることで、保険のかけ過ぎ、重複を防ぎ、  
保険の管理が簡単になります。  
サッポログループ指定代理店ならではの親身な対応でみなさまに  
安心と信頼をお届けします。  
団体扱割引適用の「自動車保険」や「火災保険」も随時ご加入  
いただけます。お気軽にお問い合わせください。

# 「ケガ」の補償

## 傷害総合保険

団体割引15%

傷害総合保険は「ケガ」を補償する保険です。「病気」による入通院については、【新・団体医療保険】にご加入ください。

保険金のお支払方法等重要な事項は、P.9以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

### 基本プラン



仕事中のケガ



やけど



スポーツ中のケガ



階段からの転落

#### 傷害基本補償

お仕事中、スポーツ中、家事中など国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。



交通事故により  
所定の要介護状態となった

#### 介護補償

事故により所定の要介護状態と認定された場合、事故の日から181日目以降の重度後遺障害による要介護期間に対して、介護保険金をお支払いたします。



通り魔に襲われ、所定の重度の後遺障害を被った

#### 被害事故補償

犯罪被害による事故やひき逃げによる事故により、死亡された場合や所定の重度の後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いたします。



歩いている間にバッグを盗まれてしまった

#### 携行品損害補償

事故による携行品の損害・盗難などを国内・国外問わず補償します。  
(自己負担額1事故3,000円)



自転車運転中に他人にケガを負わせてしまった

#### 個人賠償責任補償

日常生活における法律上の損害賠償責任を国内・国外を問わず補償します。  
(自己負担額なし)  
※示談交渉サービス付  
(日本国内の事故のみ)

### オプションプラン

#### 天災危険補償特約・特定感染症危険補償特約セットプラン

基本プランでは補償されない、天災(地震、噴火またはこれらによる津波)によるケガや、特定感染症(※)にかかった場合を含めてワイドに補償します。

(※)特定感染症の詳細はP.10をご参照ください。



地震によりケガをした



特定感染症に感染して入院してしまった

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料(または保険金額)および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

#### ●家族型(ファミリープラン)保険料表 家族まるごと補償で安心! 保険期間1年間/職種別A級 団体割引15%

基本プラン	SF3(スタンダード)	SF2(ポピュラー)	SF1(エコノミー)	SF0(スタート)
(本人)死亡・後遺障害	1,450万円	1,120万円	500万円	300万円
(配偶者)死亡・後遺障害	790万円	700万円	340万円	200万円
(親族)死亡・後遺障害	470万円	400万円	200万円	100万円
(共通)入院保険金日額	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円
(共通)手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍			
(共通)通院保険金日額	3,000円	2,000円	1,500円	1,000円
(共通)介護保険金年額	40万円			
(共通)被害事故	1,000万円			
携行品保険金額 (自己負担額1事故3,000円)	15万円	10万円		
個人賠償責任 (自己負担額なし)	2億円	1億円		
月払1回分保険料	7,830円	5,980円	3,870円	2,590円
オプションプラン (天災危険補償特約・特定感染症危険補償特約)	FR3(スタンダード)	FR2(ポピュラー)	FR1(エコノミー)	FR0(スタート)
月払1回分保険料	9,030円	6,920円	4,450円	2,970円

※以前に募集しておりましたSF4-FR4プランは新規販売を停止いたしました。すでにご加入済の契約については継続が可能となります。  
 ※職種別A級の方の保険金額・保険料につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。  
 ※家族型の場合、被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の1回生の親族)別居の未婚の子)についても保険の対象となります。被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。  
 ※ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収したときに急激に生じる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。オプションプランにご加入の場合、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎらず、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。  
 (注)保険期間(責任)開始前の事故(ケガ・損害)によるものは、保険金をお支払いできません。

#### ご注意!

ご加入の保険金額は、他の同様の保険契約を合算して下記の金額を超えないようご注意ください。  
 死亡・後遺障害5,000万円 入院保険金日額15,000円 通院保険金日額10,000円  
 介護保険金年額400万円 被害事故補償保険金額1億円

#### ●個人型(パーソナルプラン)保険料表 ひとりひとりに充実補償! 保険期間1年間/職種別A級 団体割引15%

基本プラン	SP3(スタンダード)	SP2(ポピュラー)	SP1(エコノミー)	SP0(スタート)
死亡・後遺障害	1,960万円	1,490万円	720万円	290万円
入院保険金日額	8,000円	6,000円	5,000円	2,000円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍			
通院保険金日額	4,000円	3,000円	2,500円	1,000円
介護保険金年額	60万円	30万円		—
被害事故	1,000万円			
携行品保険金額 (自己負担額1事故3,000円)	35万円	20万円	10万円	
個人賠償責任 (自己負担額なし)	2億円			
月払1回分保険料	4,150円	3,140円	2,080円	980円
オプションプラン (天災危険補償特約・特定感染症危険補償特約)	PR3(スタンダード)	PR2(ポピュラー)	PR1(エコノミー)	PRO(スタート)
月払1回分保険料	4,760円	3,600円	2,370円	1,090円

※以前に募集しておりましたSP4-PR4プランは新規販売を停止いたしました。すでにご加入済の契約については継続が可能となります。

# 「病気」の補償

団体割引15%



## 新・団体医療保険

医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合 保険

新・団体医療保険は「病気」を補償する保険です。「ケガ」による入通院については、【傷害総合保険】にご加入ください。

## 基本プラン



インフルエンザで入院



脳卒中で入院



胆石で入院手術



ガンの手術



退院後の通院

日本国内・国外を問わず、病気による入院および退院後通院・手術保険金を補償します。

※退院後通院は、継続して4日を超えた入院が条件でのお支払いとなります。

## 三大疾病診断保険金支払特約・先進医療等費用補償特約セットプラン

基本プランを含め三大疾病(がん・急性心筋こうそく・脳卒中)と診断された場合の三大疾病診断保険金、日本国内で先進医療<sup>※</sup>等を受けた場合の先進医療等費用保険金まで受け取れるワイドな補償プランです。

(※)「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。  
(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html>)



がん、急性心筋こうそく、脳卒中と診断された  
三大疾病診断保険金:100万円



ケガ、または疾病により先進医療の治療を受けた  
先進医療等費用保険金:500万円限度

## オプションプラン

【新・団体医療保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降保険始期契約について、補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

●年齢別保険料表 オプションプランには三大疾病診断保険金100万円、先進医療等費用保険金500万円がセットされます。

2026年6月1日時点の満年齢によります。  
保険期間1年間/団体割引15%

入院保険金日額	基本プラン A2(スタンダード)		オプションプラン A2P(プレミアム)	
	8,500円	(日帰り入院*OK 1回の入院につき180日限度)	4,000円	(継続して4日を超えた入院の退院後の通院が対象/30日限度)
退院後通院保険金日額	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍			
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍			
月払1回分保険料	満0歳 - 24歳	640円	720円	
	満25歳 - 29歳	870円	1,020円	
	満30歳 - 34歳	1,030円	1,260円	
	満35歳 - 39歳	1,120円	1,490円	
	満40歳 - 44歳	1,240円	1,840円	
	満45歳 - 49歳	1,550円	2,490円	
	満50歳 - 54歳	1,970円	3,330円	
	満55歳 - 59歳	2,940円	4,980円	
	満60歳 - 64歳	3,950円	6,890円	
満65歳 - 69歳	5,950円	9,960円		

\*日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。  
\*新・団体医療保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2025年12月現在)

保険金のお支払方法等重要な事項は、P.9以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

	基本プラン A1(ポピュラー)	オプションプラン A1P(プレミアム)
5,500円	(日帰り入院*OK 1回の入院につき180日限度)	
3,000円	(継続して4日を超えた入院の退院後の通院が対象/30日限度)	
入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
満0歳 - 24歳	420円	500円
満25歳 - 29歳	580円	730円
満30歳 - 34歳	680円	910円
満35歳 - 39歳	740円	1,110円
満40歳 - 44歳	810円	1,410円
満45歳 - 49歳	1,030円	1,970円
満50歳 - 54歳	1,300円	2,660円
満55歳 - 59歳	1,940円	3,980円
満60歳 - 64歳	2,610円	5,550円
満65歳 - 69歳	3,920円	7,930円

満70歳から満79歳までの方の保険料については、取扱代理店までお問い合わせください。

- このご契約はご退職後も継続加入することができます。継続加入の場合はあらかじめ告知をいただく必要はありません。最長、保険始期時点で、満年齢79歳まで告知なしで継続いただけます。
- 健康告知の内容によっては、ご加入をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ご加入初年度の保険期間の開始日より前に発病した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日より前に発病した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
- この保険契約は1年更新となります。また、保険料は年齢5歳刻みとなっており、更新時の満年齢によって保険料が変わります(保険期間初日の満年齢により換算します。)
- 加入年齢に制限がありますのでご留意ください。新規加入の場合は保険始期日時点で満年齢69歳までの方。継続加入の場合は保険始期日時点で満年齢79歳までの方。
- 告知の大切さについてのご説明
  - 告知画面にはお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご入力下さい。口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
  - 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
  - ※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。
- 保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。
- ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

# 「ゴルフ」の補償



## golfer 保険

団体割引25%

保険金のお支払方法等重要な事項は、P.9以降に記載されていますので、必ずご参照ください。



第三者への賠償



ゴルフクラブの破損



golfer 自身の傷害



ホールインワン・アルパトロス

国内外のゴルフ場・練習場内における様々な事故をサポートします。

(ホールインワン・アルパトロスは国内のみ補償)

【golfer 保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険始期が開始するご契約について、補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

### ● 保険料表

保険期間1年間／団体割引25%

基本プラン	G4(プレミアム)	G3(スタンダード)	G2(ポピュラー)	G1(エコノミー)
死亡 <sup>(※)</sup> ・後遺障害	680万円	670万円	560万円	480万円
入院保険金日額	10,200円	10,050円	8,400円	7,200円
通院保険金日額	6,800円	6,700円	5,600円	4,800円
ホールインワン・アルパトロス	80万円	50万円	30万円	15万円
ゴルフ用品	35万円	25万円	15万円	10万円
賠償責任	1億円			
月払1回分保険料	1,250円	860円	550円	340円

※身体傷害の保険金額をいいます。後遺障害は障害の程度に応じて保険金額の4%～100%をお支払いします。

# 「就業不能中の所得」の補償



## 所得補償保険

団体割引15%

保険金のお支払方法等重要な事項は、P.9以降に記載されていますので、必ずご参照ください。退職後は、ご加入いただくことができませんので、あらかじめご了承ください。



病気による入院



ケガによる入院



医師の指示による自宅療養

突然の病気・ケガによる就業不能中の所得を補償する保険です。国内・国外を問わず24時間補償します。

### ■告知の大切さについてのご説明

・告知画面をお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご入力ください。口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことになりません。  
・告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。  
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

### 【所得補償保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、所得補償保険の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

無事回復し遅れい金なし/保険期間1年/職種別1級/団体割引15%/対象期間1年/支払対象外期間7日

### ●年齢別保険料表 2026年6月1日時点の満年齢によります。

※保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。  
※ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。  
※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

		従業員ご自身プラン	
		U2	U1
月額補償金額 (支払対象外期間7日間)		15万円	10万円
月払1回分保険料	満20歳 - 24歳	990円	660円
	満25歳 - 29歳	1,110円	740円
	満30歳 - 34歳	1,380円	920円
	満35歳 - 39歳	1,710円	1,140円
	満40歳 - 44歳	2,145円	1,430円
	満45歳 - 49歳	2,565円	1,710円
	満50歳 - 54歳	2,970円	1,980円
	満55歳 - 59歳	3,165円	2,110円

・所得補償保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2025年12月現在)  
満60歳から満69歳までの方の保険料については、取扱代理店までお問い合わせください。  
※以前まで募集してございましたV1・V2(家事従事者特約セット)プランは新規販売を停止いたしました。すでにご加入済の契約については継続が可能となります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただけますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族にもご契約内容をお知らせください。】

### この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 制度の仕組み:この制度は①傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
  - ②団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約等各種特約をセットしたものです。
  - ③賠償責任保険普通保険約款にゴルフ特約、身体傷害補償特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約等をセットしたものです。
  - ④所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

- 保険契約者 :サッポロホールディングス株式会社
- 保険期間 :2026年6月1日午後4時から2027年6月1日午後4時まで1年間となります。  
※保険期間の途中でご加入される場合は、随時、受付しています。  
その場合の保険期間はお手続き受付日の翌日から2027年6月1日午後4時までとなります。
- 申込締切日 :2026年4月24日(金)  
※中途加入は随時受付しています。

- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法  
:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者 :サッポロホールディングス株式会社およびその子会社・関連会社の役員
- 被保険者 :サッポロホールディングス株式会社およびその子会社・関連会社役員およびその家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。  
※傷害総合保険家族型の場合は、被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の①同居の親族および②別居の未婚の子)についても保険の対象となります。被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。  
※傷害総合保険個人型・ゴルフ保険の場合は、被保険者本人のみが保険の対象となります。  
※新・団体医療保険の新規加入の場合、満69歳(継続契約の場合は満79歳)までの方が対象となります。  
※所得補償保険の新規加入の場合、満20歳以上、満59歳(継続契約の場合は満69歳)までの有職の方が対象となります。

- お支払方法 :2026年8月分給与から毎月控除となります。(12回払)  
※中途加入の場合は、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月控除します。
- お手続き方法 :下表のとおりお手続きください。

ご加入対象者	お手続き方法
新規加入者の皆さま	WEB手続きサービスにてお手続きが必要です。
既加入者 の場合	お手続きは不要です。
ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	WEB手続きサービスにてお手続きが必要です。
継続加入を行わない場合	ヒューリック保険サービス(株) サッポロ営業室までご連絡ください。

※新・団体医療保険、所得補償保険の場合、保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間の短縮等、補償を拡大して継続される場合のみ変更手続き時に再度告知が必要になります。  
※所得補償保険・傷害総合保険にご加入の場合、既加入者の方で、職業・職種に変更があった方は、継続加入にあたりお手続きが必要となる場合がありますので、ヒューリック保険サービス(株) サッポロ営業室までお問い合わせください。  
(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種別別表をご確認ください。

- 中途脱退 :この保険から脱退(解約)される場合は、ヒューリック保険サービス(株) サッポロ営業室までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合) ～傷害総合保険～

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ<sup>(※)</sup>をされた場合等に、保険金をお支払いします。  
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険補償特約がセットされたプランの場合、特定感染症危険<sup>(後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金)</sup>補償特約の対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。  
(注)保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- 「急激かつ偶然な外来の事故」について  
「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 <sup>(※1)</sup> を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 <sup>(※2)</sup> のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)、ハングライダー・搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	など
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 <sup>(※1)</sup> ②先進医療に該当する手術 <sup>(※2)</sup> <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)	
ケガの補償(国内外補償)	(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的全整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長骨管、頸骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
介護保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害 <sup>(※)</sup> が生じ、所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。 介護保険金の額=介護保険金年額×要介護期間(年)(事故の発生の日から181日目以降の要介護状態である期間) (※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注)介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。	

※以下の条項はオプションプランを選択された場合のみ対象となりますのでご注意ください。  
【特定感染症危険<sup>(後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金)</sup>補償特約】  
特定感染症<sup>(※)</sup>を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。ご当初加入の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。  
(※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2025年12月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

**補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】**  
～傷害総合保険～(続き)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
被害事故(国内・国外補償)	被害事故補償(注)	被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害 <sup>(※1)</sup> が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 など (※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注)介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤顔(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族 など
	携行品損害(国内・国外補償)(注)	偶然な事故により携行品 <sup>(※1)</sup> に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額 <sup>(※2)</sup> を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。))外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2)次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯型通信機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。))およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ぬずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外來の事故に直接起因しない電氣的・機械的の事故 ⑩置き忘れ <sup>(※)</sup> または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。))の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
	個人賠償責任(国内・国外補償)(注)	日本国内または国外において、被保険者 <sup>(※1)</sup> が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありませぬ。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者 <sup>(※1)</sup> の日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品) <sup>(※2)</sup> を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 <sup>(※3)</sup> を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア、本人 イ、本人の配偶者 ウ、本人またはその配偶者の同居の親族 エ、本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ、本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません。)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 カ、イ、からエ、までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯型通信機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両 <sup>(※1)</sup> 、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外來の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的の事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1)次のア、からエ、までのいずれかに該当するものを除きます。 ア、主たる原動力が人力であるもの イ、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ、身体障がい者用の車 <sup>(※3)</sup> および歩行補助車 エ、移動用小型車および遠隔操作型小型車

**補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】**  
～傷害総合保険～(続き)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任の補償	個人賠償責任(国内・国外補償)(注)	・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	(※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3)身体障がい者用歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。
	賠償責任の補償	(注)補償内容が同様のご契約 <sup>(※1)</sup> が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください <sup>(※2)</sup> 。 (※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。 (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。	

(注)補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。  
(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。  
(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

**その他ご注意いただきたいこと**

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。  
公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

**用語のご説明**

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinryo/kikan.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinryo/kikan.html</a> )
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被害事故	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 <sup>(※1)</sup> および同性パートナー <sup>(※2)</sup> を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたって継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

～新・団体医療保険～

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払します。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院 保険金	<p>保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払します。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通過して1,000日が限度となります。</p> <p>疾病入院保険金の額＝疾病入院保険金日額×入院した日数</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為<sup>(※1)</sup>を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または状態行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等<sup>(※2)</sup>の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見<sup>(※3)</sup>のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など</p>
疾病手術 保険金	<p>以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払します。 (1)保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術<sup>(※1)</sup>を受けた場合、疾病手術保険金をお支払します。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術<sup>(※2)</sup> ③放射線治療に該当する診療行為 (入院中を受けた手術の場合)疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×10(倍) (外来で受けた手術の場合)疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリロマン、骨または関節の非観血的または徒手的全整復術、整骨固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、抽出等の処置を施すものにかぎります。 (2)骨髄幹細胞採取手術<sup>(※1)(※2)</sup>を受けた場合は、保険期間中に確認検査<sup>(※3)</sup>を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払します。 (※1)組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞採取する手術をいひ、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 (※2)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。 (※3)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられることにお支払しますが、手術の種類によっては、お支払する回数(保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります)。(1)時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払します。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)<sup>(※1)</sup>を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術<sup>(※1)</sup>に該当するときは、同一手術期間<sup>(※2)</sup>に受けた一連の手術<sup>(※1)</sup>については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払します。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払します。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間にお支払いを限度とします。</p>	<p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 (※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 (※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
疾病退院後 通院保険金	<p>保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき30日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払します。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払しません。 また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払しません。</p> <p>疾病退院後通院保険金の額＝疾病退院後通院保険金日額×通院した日数</p>	

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金のうち、いずれか低い金額をお支払します。

ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
三大疾病診断 保険金	<p>保険期間中に次の①から③までのいずれかの支払事由に該当した場合、三大疾病診断保険金額をお支払します。ただし、支払事由に該当した場合であっても、同一の支払事由に前回該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金をお支払しません。</p> <p>①次のいずれかに該当したこと。 ア、初めてがん<sup>(※)</sup>と診断確定されたこと。 イ、原発がん<sup>(※)</sup>が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと。 ウ、原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと。 ②急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 ③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 (※)初年度契約からその保険契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中にすでに診断確定されたがんをいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質(使用済燃料を含みます。)<sup>(※)</sup>もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)<sup>(※)</sup>の放射性、爆発性その他の有害な特性 ③上記以外の放射線照射または放射能汚染 など</p>

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

～新・団体医療保険～(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療等 費用保険金 (注)	<p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等<sup>(※1)</sup>を受けたことにより負担した先進医療<sup>(※2)</sup>の技術料や臓器移植に要する費用を先進医療等費用保険金を限度でお支払します。 (※1)先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省の届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、「保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。」 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー・パラグライダー等の危険な運動を行っている事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競走、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。) などの事故</p>

(注)補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金がお支払されない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。  
(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。  
(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意ください

- 特定疾病等対象外特約について
  - ・特定疾病等対象外特約がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。(注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。補償対象外とする疾病・症状が発病した場合には、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、脂肪肝、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C群 腎臓、泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸 など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症 など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血 など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間中の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.isa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

用語のご説明	
用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的かつ時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
通院責任期間	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療を受けることをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病)については、前回の入院の原因と違った疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 <sup>(※)</sup> 。 ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類要ICD-10.(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイトの掲載の約款をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師 <sup>(※)</sup> が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんを診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。

### 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】～ゴルフ保険～

ゴルフ保険は、ゴルフのプレー中または練習中の事故を対象とするもので、他人に対する賠償責任のほか、ゴルフア自身の傷害、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損、ホールインワン・アルバトロス費用等を補償する保険です。  
(注1) ゴルフ保険では、ケイマンゴルフ、ターゲット・パートゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは補償の対象となりません。  
(注2) 保険期間の開始時より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 (注)	ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 (注1) 法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。 (注2) お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。 (注3) 記名被保険者(お手続き画面等記載の本人をいいます。)が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎり)についても被保険者となります。	① 故意によって生じた賠償責任 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動に起因する賠償責任 ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似的自然変象に起因する賠償責任 ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑤ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任 <sup>(※)</sup> ⑥ 自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任 <sup>(※)</sup> ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任など (※) ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカートが存在する穴陥、腐蝕、腐し、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。
身体傷害	① 死亡保険金… 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">死亡保険金の額＝保険金額の全額</div> ② 後遺障害保険金… 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">後遺障害保険金の額＝保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)</div>	① 故意または重大な過失に起因するケガ ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因するケガ ③ 脳疾患、疾病または心神喪失に起因するケガ ④ 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの ⑤ 地震、噴火または津波に起因するケガ ⑥ 顔(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等(医学的他覚所見のないもの) など (次のページに続きます。)

### 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】～ゴルフ保険～(続き)

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
身体傷害	③ 入院保険金… 入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">入院保険金の額＝保険金額×1.5/1000×入院日数 (事故の発生の日から180日以内)</div> ④ 通院保険金… 通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">通院保険金の額＝保険金額×1.0/1000×通院日数 (事故の発生の日から180日以内の90日限度)</div> (注1) 通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長骨管、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ゴアズ(キャスト)、ゴフ(シーネ)、キャスト、シリ、副子(シーネ、スプリット)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	(前ページより続きます。) (※)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
ゴルフ用品 (注)	ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価 <sup>(※)</sup> を基準に算出した損害の額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 ① ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎります。) ② ゴルフクラブの破損または曲損 (※)「時価」とは、同等なものを買入るのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いた現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方をお支払いします。 (注) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。	① 故意または重大な過失によって生じた損害 ② 自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害 ③ 置き忘れたまたは紛失によって生じた損害 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動によって生じた損害 ⑤ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似的自然変象に起因して生じた損害 ⑥ ゴルフボールのみを盗難によって生じた損害 など
ホールインワン・アルバトロス費用 (注)	日本国内にあるゴルフ場 <sup>(※1)</sup> においてゴルフ競技 <sup>(※2)</sup> 中にホールインワンまたはアルバトロスを打った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって行われる損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。 ① 贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ② 祝賀会費用 <sup>(※3)</sup> ③ ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④ 同伴キャディに対する祝儀 ⑤ その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。) (※1) この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2) この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し「ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。」、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。 (※3) 「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めるときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 (注1) ホールインワン・アルバトロス費用は、アマチュアの方のみお引き受けできます。(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。) (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金額のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。 ★ご注意ください! キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎりお支払いの対象となります。 ① そのゴルフ場の使用者が自撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ② 会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が自撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時、場所、ゴルフの個人確認等が可能)で、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)が提出できる場合 ④ 同伴競技者以外の第三者 <sup>(※)</sup> が自撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 (※) 例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないが「ショットホール」で開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。	

(注) 補償内容が同様の「ご契約」が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。  
(※1) 賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。  
(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。  
公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (注) ホールインワン・アルパトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルパトロス費用の補償内容をご確認ください。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
目撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ったことを、その場で確認することをいいます。アルパトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ったことを、その場で確認することをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みません。 ・急激とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・外来とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
(基本補償)※ 被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合	次の計算式によって算出した金額をお支払します。 $\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額(月額)}^{(※1)} \times \text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(※2)} \text{の月数}^{(※3)}$ $\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(※2)} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$ (※1) お手続き画面等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。 (※2) お手続き画面等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。 (※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。 (注1) 対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 (注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 (注3) 初年度加入後の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払します。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ② 被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 (注5) 通常支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入 <sup>(※)</sup> および継続加入の保険期間を通常して1,000日を限度とします。なお、初年度加入 <sup>(※)</sup> および継続加入の保険期間を通常して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 (※) 本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。 (注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間は、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払します。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合のみ保険金をお支払します。	● 次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用 (治療を目的として医師が行った場合を除きます。) ④ 妊娠、出産、早産または流産 ⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 <sup>(※1)</sup> )を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等(医学的他覚所見 <sup>(※2)</sup> のないもの)など ● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) など ● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑨ 精神病的障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩ 妊娠または出産を原因とした就業不能 (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関与して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

(※) 補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約から保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただく。補償・特約の要否をご判断ください。<sup>(※2)</sup>  
 (※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。  
 (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

● 特定疾病等対象外特約について  
 ・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。  
 (注) 「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セトされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注) 例えはA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎孟炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、胸膜炎、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸 など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など)、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギョックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症 など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血 など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 基本補償の保険金額の設定について

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。  
 (※) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。  
 ・他の保険契約等<sup>(※1)</sup>にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。  
 (※) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例・個人事業主)	85%以下
健康保険(例・給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例・公務員)	40%以下

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能であるお手続き画面等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※) 骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合は、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 <sup>(※1)</sup> していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、お手続き画面等入力の際の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、お手続き画面等入力の際の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間(保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

用語のご説明(続き)	
用語	用語の定義
所得	お手続き画面等入力の際または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害とします。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了の日翌日から起算してお手続き画面等入力の期間をい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算してお手続き画面等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取っている期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ ・全種目	この保険はサッポロホールディングス株式会社を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
2.(1)ご加入時における 注意事項(告知義務等) ・傷害総合保険	<p>●ご加入の際は、お手続き画面等の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。</p> <p>●お手続き画面等にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。</p> <p>●ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。 (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、お手続き画面等の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 &lt;告知事項&gt;この保険における告知事項は、次のとおりです。 ★被保険者ご本人の職業または職務 ★他の保険契約等<sup>(※)</sup>の加入状況 (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。 *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。 ●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。</p>
2.(2)ご加入時における 注意事項(告知義務等) 新・団体医療保険	<p>●ご加入の際は、お手続き画面・告知画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。</p> <p>●お手続き画面・告知画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。</p> <p>●ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。 (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、お手続き画面・告知画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 &lt;告知事項&gt;この保険における告知事項は、次のとおりです。 ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態 告知される方(被保険者)がご認識している病名・症状名が告知画面にある病名・症状名と一致しなくても、医学的にその病名・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知画面にある病名・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。 ★他の保険契約等<sup>(※)</sup>の加入状況 (※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。 *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。 *損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。 ●ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※)</sup>からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※)</sup>からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※)</sup>からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。 (※)保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。 ●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。 ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。 ●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。 ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合 ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など</p>

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

2.(2)ご加入時における 注意事項(告知義務等) 新・団体医療保険(続き)	<p>●告知画面で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。</p> <p>●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。</p> <p>●継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできません。</p> <p>●ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※)</sup>より前に発病<sup>(※2)</sup>した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。 ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※)</sup>より前に発病<sup>(※2)</sup>した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※)</sup>からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けた場合等)が発生した場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。 (注1)特別な条件付き(特定疾病等対象外特約(セット))でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。 (注2)三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由に対しては、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※)</sup>からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が発生した場合も保険金をお支払いできません。 (※)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。 (※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。 【三大疾病診断保険金支払特約】 ●ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までにがん診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らなにかかわらず、三大疾病診断保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱われることをいいます。)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて5年を経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。 (注)ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がん診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。 ●がん診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前である場合は、保険金をお支払いできません。 (注)ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がん診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。 ●一部の疾病群について保険金をお支払いの対象外とする条件(特定疾病等対象外特約をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群の原因とするがんについては保険金をお支払いできません。</p>
2.(3)ご加入時における 注意事項(告知義務等) ・ゴルフ保険	<p>●ご加入の際は、お手続き画面等の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。</p> <p>●お手続き画面等にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。</p> <p>●ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。 (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、お手続き画面等の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 &lt;告知事項&gt;この保険における告知事項は、次のとおりです。 ★他の保険契約等<sup>(※)</sup>の加入状況 (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、ゴルフ保険、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 ●口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。 ●告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。 ●身体傷害補償の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。身体傷害補償の死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。</p>
2.(4)ご加入時における 注意事項(告知義務等) ・所得補償保険	<p>●ご加入の際は、お手続き画面・告知画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。</p> <p>●お手続き画面・告知画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。</p> <p>●ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。 (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、お手続き画面・告知画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 &lt;告知事項&gt;この保険における告知事項は、次のとおりです。 ★被保険者の職業または職務 ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態 告知される方(被保険者)がご認識している病名・症状名が告知画面にある病名・症状名と一致しなくても、医学的にその病名・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知画面にある病名・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。 ★他の保険契約等<sup>(※)</sup>の加入状況 (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。 *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。 *損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。 ●ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※)</sup>からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※)</sup>からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※)</sup>からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。 (※)保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。 *告知義務違反によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。 ●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。 ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合 ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など</p>

ご加入に際して特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明) (続き)

<p>2.(4)ご加入時における 注意事項(告知義務等) ・所得補償保険</p>	<p>●ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>より前に発病<sup>(※2)</sup>した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。 (※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。 (※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。 (注)特別な条件付(「特定疾病等対象外特約」セツト)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。</p>
	<p>(1)傷害総合保険 ●お手続き画面等入力の際の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。 ■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。 追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。 ■傷害総合保険では、下欄入力の職業については、お引受けの対象外としています。そのため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、保険金の支払事由が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。 「プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業」 ●お手続き画面等入力の際の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。 ●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。 &lt;被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について&gt; 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。</p> <p>(2)新・団体医療保険 ●お手続き画面等入力の際の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。 &lt;被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について&gt; 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。</p> <p>(3)ゴルフ保険 ●お手続き画面等入力の際の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。 ●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。 (注)ホールインワン・アルバトロス費用を補償するご契約の場合において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルバトロスに対しては保険金をお支払いできませんので、ご加入内容の変更について取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。 &lt;被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について&gt; ●被保険者は、ケガの補償に関する部分(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。</p> <p>(4)所得補償保険 ●お手続き画面等入力の際の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。 ・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。 追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。 ・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。 ●お手続き画面等入力の際の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。 ●直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。 ●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。 ①他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合 ②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合 ③お手続き画面等に入力された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合 ④他の保険契約等がある場合 &lt;被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について&gt; 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。</p> <p>(共通) ●退職などにより団体から脱退される場合は、必ずヒューリック保険サービス(株)サポート営業室にお申し出ください。 ●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。 ●重大事由による解除等 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。 &lt;他の身体障害または疾病の影響&gt; ●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いするケガまたは病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。</p>
<p>3.ご加入後における 留意事項(通知義務等) ・全種目(続き)</p>	<p>●ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>より前に発病<sup>(※2)</sup>した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。 (※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。 (※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。 (注)特別な条件付(「特定疾病等対象外特約」セツト)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。</p>
<p>4.責任開始期 ・全種目</p>	<p>保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。 注:保険期間の途中でご加入する場合は随時受付しております。中途加入の場合はお手続き受付日の翌日から保険責任が始まります。 ・新・団体医療保険の三大疾病診断保険金支払特約において、ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセツトされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約等により異なります。 詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。</p>

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明) (続き)

<p>5.事故がおきた場合の取扱い ・全種目</p>	<p>(傷害総合保険) ●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。 ●被保険者が法律上の賠償責任を負担される場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合には警察署へ届け出てください。 (注)個人賠償責任補償特約をセツトした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉および引受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。 なお、0の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。 ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合 ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など</p> <p>(新・団体医療保険) ●保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。入院を開始した日あるいは手術を受けた日、がん診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。 ●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。(ゴルフ保険) ●事故が発生した場合(ホールインワン・アルバトロス費用補償については、ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合は)、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。 ●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。 (注)ゴルフ保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。 ●ゴルフ用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパンにご相談ください。なお、ゴルフ用品の盗難の場合は、警察署に届け出ている必要があります。 ●ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。 1.証明書 同伴競技者1名<sup>(※1)</sup>、補助者としていたゴルフ場所属のキャディ1名<sup>(※2)</sup>およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書 2.費用支払を証明する書類 3.アテスト済のスコアカード(写) その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。 (※1)ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。 (※2)ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①-③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただくか、もしくは④を提出いただくことが必要です。 ①被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員<sup>(※3)</sup> ②被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者の公式競技の参加者または競技委員 ③同伴競技者以外の第三者<sup>(※4)</sup>が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合はその第三者 ④ビデオ映像(ビデオ撮影の同時、場所、ゴルフ場の個別確認が可能なので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。) (※3)そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。 (※4)例えば、前または後の部屋のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業業者をいいます。</p> <p>(所得補償保険) ●保険金支払事由に該当した場合(就業不能が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日(就業不能期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。 ●保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。 ●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。 (注)就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、下記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。</p> <p>(共通) ●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1361 762 1489 1061">必要となる書類</th> <th data-bbox="1489 762 2188 1061">必要書類の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1361 1061 1489 1125">① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類</td> <td data-bbox="1489 1061 2188 1125">保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 1125 1489 1189">② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類</td> <td data-bbox="1489 1125 2188 1189">疾病状況報告書、傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、事故状況報告書 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 1189 1489 1348">③ 疾病の程度、就業不能の程度、傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類</td> <td data-bbox="1489 1189 2188 1348">①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故、ゴルフ用品等に関する事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、買貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 1348 1489 1380">④ 保険の対象であることが確認できる書類</td> <td data-bbox="1489 1348 2188 1380">売買契約書(写)、保証書 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 1380 1489 1412">⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類</td> <td data-bbox="1489 1380 2188 1412">同意書 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 1412 1489 1444">⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類</td> <td data-bbox="1489 1412 2188 1444">示談書<sup>(※)</sup>、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 1444 1489 1484">⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類</td> <td data-bbox="1489 1444 2188 1484">他の保険契約等の保険金支払内容を入力した支払内訳書 など</td> </tr> </tbody> </table>	必要となる書類	必要書類の例	① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など	② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	疾病状況報告書、傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、事故状況報告書 など	③ 疾病の程度、就業不能の程度、傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故、ゴルフ用品等に関する事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、買貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など	④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など	⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など	⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 <sup>(※)</sup> 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など	⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を入力した支払内訳書 など
必要となる書類	必要書類の例																
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など																
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	疾病状況報告書、傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、事故状況報告書 など																
③ 疾病の程度、就業不能の程度、傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故、ゴルフ用品等に関する事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、買貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など																
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など																
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など																
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 <sup>(※)</sup> 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など																
⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を入力した支払内訳書 など																

# ご加入内容確認事項

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明) (続き)

<p>5.事故がおきた場合の取扱い ・全種目(続き)</p>	<p>(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。 (注1)保険金支払事由の内容・程度等、事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、前述以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。 (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。 ●前述の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。 ●病気やケガがされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。</p>									
<p>6.保険金をお支払いできない 主な場合 ・全種目</p>	<p>本パンフレットの補償内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。</p>									
<p>7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等 ・全種目</p>	<p>この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。(傷害総合保険) (注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金がお支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金がお支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。 ●所得補償保険 ●ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。</p>									
<p>8.複数の保険会社による 共同保険契約の締結 ・傷害総合保険 ・ゴルフ保険 ・所得補償保険</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">引受保険会社</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">引受割合</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">損害保険ジャパン株式会社(幹事)</td> <td style="text-align: center;">85%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</td> <td style="text-align: center;">15%</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※新・団体医療保険に関しては、共同保険契約による締結でなく、損害保険ジャパン株式会社単独のお引受けとなります。</p>		引受保険会社	引受割合		損害保険ジャパン株式会社(幹事)	85%		あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	15%
	引受保険会社	引受割合								
	損害保険ジャパン株式会社(幹事)	85%								
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	15%								
<p>9.保険会社破綻時の取扱い ・全種目</p>	<p>引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の一定割合<sup>※</sup>が補償されます。 ※傷害総合保険の場合は8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)。 ※所得補償保険、新・団体医療保険の場合は9割まで。 ※ゴルフ保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。))である場合にかぎり、8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。</p>									
<p>10.個人情報の取扱いについて ・全種目</p>	<p>○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。 ○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<a href="https://www.sompo-japan.co.jp/">https://www.sompo-japan.co.jp/</a>)をご覧ください。申込(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。</p>									

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご申告いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。  
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。  
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

## 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

## 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。(すべての保険が対象です)

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)  
 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。(傷害総合保険、新・団体医療保険、所得補償保険)  
 パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。  
 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。  
**【補償重複についての注意事項】**  
 補償内容が同様の契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

## ●傷害総合保険ご加入の方のみご確認ください

職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。  
 ※2 プロボクサー、プロレスラー、カス、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。))の方等についてはお引き受けできません。

## ●傷害総合保険家族型にご加入の方のみご確認ください

被保険者(保険の対象となる方)の範囲についてご確認ください。

## ●所得補償保険ご加入の方のみご確認ください

職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。  
 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

## ●ゴルフ保険ご加入の方のみご確認ください

「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。  
**【注意事項】**  
 ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

## 3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

### 問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 取扱代理店 ヒューリック保険サービス株式会社 保険営業第三部 サッポロ営業室 受付時間 ◆平日の午前9時から午後5時まで  
〒111-0054 東京都台東区鳥越1-8-2 ヒューリック鳥越ビル TEL:03-5846-9225 FAX:03-3864-5457
- 引受(幹事)保険会社 損害保険ジャパン株式会社 企業営業第七部第二課  
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL:050-3808-4600 FAX:03-3231-3192  
受付時間 ◆平日の午前9時から午後5時まで

#### ●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル]0570-022808<通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】 0120-727-110(受付時間:24時間365日対応)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体もしくは代理店までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約しおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、ご加入後3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

### 引受保険会社 幹事保険会社

## 損害保険ジャパン株式会社

企業営業第七部第二課 TEL 050-3808-4600  
東京都中央区日本橋2-2-10 FAX 03-3231-3192